

令和2年第22回教育委員会定例会  
(11月17日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和2年11月17日（火）午後2時07分から午後4時40分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	矢下 薫
教育長職務代理者	末廣 照純
委 員	神田しげみ
委 員	高森 大乘
委 員	垣内恵美子

○出席者

事務局次長	酒井 まり
庶務課長	佐々木洋人
学務課長	福田 兼一
児童保育課長	横倉 亨
放課後対策担当課長	西山あゆみ
指導課長	瀧田 健二
教育改革担当課長 兼教育支援館長	倉島 敬和
生涯学習課長	久木田太郎
スポーツ振興課長	櫻井 洋二
中央図書館長	田畑 俊典

○日 程

日程第1 議案審議

第33号議案 東京都台東区教育委員会会議規則の一部を改正する規則

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 学務課

ア 令和2年度台東区健康づくり努力児童表彰について

イ 区立中学校選択制度の最終選択状況について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 「区長への手紙」等に対する対応について（令和2年10月分）

(2) 学務課

イ 令和3年度区立幼稚園及び認定こども園（短時間保育）の申込状況について

(3) 指導課

ウ 令和元年度 不登校児童・生徒数について

エ 令和元年度 いじめの認知件数について

3 その他

・令和2年第3回区議会定例会決算特別委員会における審議事項等について

午後2時07分 開会

○矢下教育長 ただいまから、令和2年第22回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、末廣委員にお願いいたします。

ここで、傍聴について申し上げます。

本日は、会議の傍聴を希望する方については、許可することとしておりますので、ご了承ください。

なお、撮影または録音につきましては、所定の手続きを行った場合のみ、許可することといたしたいと思っております。

また、本日付議させていただく日程第1、議案審議、第33号議案につきましては、台東区教育委員会会議規則第45条の規定がありまして、事前に委員の皆様と私で協議を行い、改正が必要であると合意していただいたため、会議に付していることを申し上げさせていただきます。

それでは、審議についてお伺いいたします。

教育長報告の協議事項、学務課のイ、教育長報告の報告事項、学務課のイ、指導課のウ及びエについては、議会報告前の案件であり、傍聴にはなじまないと思われまゝ。つきましては、順序を変更して、最後に聴取いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

〈日程第1 議案審議〉

第31号議案

○矢下教育長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。

議案の対案理由、及び内容について、説明をお願いいたします。

はじめに、第33号議案を議題といたします。庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第33号議案、東京都台東区教育委員会会議規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明をいたします。議案をご覧ください。

本件は、教育委員会をオンラインで行うための規定等を整備するため、所要の改正を図るものでございます。

経緯を簡単に申し上げます。オンラインでの教育委員会の開催に関する通知が、令和2年7月に文部科学省から発出され、必要に応じて規則等の整備を行った上でオンライン会議システムを使用した会議を開くことができることとなりました。そこで、教育委員会をオンラインで行うための規定整備を行い、オンライン開催にも対応できるようにしておくことが必要であると事務局において判断し、規則の改正を議案として提出することといたしました。

また、今回の規則改正に合わせて、区民等の意見や希望を教育委員会へ届けやすくする

ために、請願の規定を一部改正することといたしました。

その他、文言整理のための規定整備も行っております。

それでは、添付の新旧対照表の1ページをご覧ください。まず、教育委員会をオンラインで行うための主な改正内容をご説明いたします。第3条の2をご覧ください。定例会等をオンライン会議システムを活用した会議にすることができる旨を定めております。第2項では、オンライン会議システムへの参加をもって出席とする旨を定めております。

2ページをご覧ください。第5条第2項です。オンライン会議システムを活用した会議を行う際、映像等により、適切に意思決定を行うことができない場合は、欠席とする旨を定めております。

次に、請願に関わる主な改正内容をご説明いたします。新旧対照表3ページの第30条をご覧ください。これまでの請願を行うために必要な要件から、委員の紹介を削除しております。

恐れ入ります。4ページをご覧ください。付則でございしますが、公布の日から施行といたします。

説明は以上でございします。本議案につきまして、よろしくご審議の上、原案どおりご決定くださるよう、お願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○高森委員 この33号議案の規則なのですが、ここには傍聴の扱いについては特に規定がないのですが、オンライン開催になった時の傍聴の扱いはどのような扱いになるのでしょうか。

○庶務課長 会議の開催にあたっては、傍聴用のモニターを用意する予定でございまして、傍聴者の方にはそのモニターをご覧くださいという予定でおります。

○高森委員 分かりました。もう一つ、オンラインで会議の資料を閲覧するような場面が出たときに、傍聴の方々にはそれをどのように提示することになるのでしょうか。

○庶務課長 今後、会議開催にあたっての具体的なやり方につきましては、会議開催の際改めてそのお知らせをしたいと考えております。

○高森委員 分かりました。

○末廣委員 3ページの30条ですが、現行ではいわゆる教育委員の紹介で請願書を提出するとありますが、その照会を書くとした理由ですね。それから、第32条で、請願書を受理したときは、委員会の会議に付さなければいけないというのは、その内容的に、委員会の会議に付するというのは、その請願書の内容を検討するというのも含めているのかどうか。それを教えてください。

○庶務課長 委員の紹介を削除したということとございしますが、先ほどの説明にも申し上げましたとおり、なるべく広く、区民の方からご意見をいただきたいという趣旨で、今回その要件を外させていただいたというところでございします。

また、ちょっと23区の状況を見ましても、多くの区が、委員の紹介という条件はついて

いないという状況もございますので、そういったことも考慮をしたというところでございます。

委員会の会議に付さなければならないということで、今後請願が来た場合には、この教育委員会にその請願をお出しして、その内容について、ご審議いただくということになるかと思えます。

○末廣委員 請願書が出ましたという報告だけでなく、我々はそれについて、その是非を審議していくのですか。

○庶務課長 請願者に、その請願について、どういう扱いになったかという回答をする必要がございますので、そういった中身についてご議論をいただくこととなります。

○末廣委員 分かりました。

○高森委員 過去に要件に合致した件はありましたでしょうか。

○庶務課長 今まで、紹介という要件がついていたので、それに合致する請願というのは、今まではなかったという状況でございます。

○高森委員 分かりました。

○垣内委員 第12条のところに会議の時間とあるのですが、午後2時からになっているんですね。これはもう基本、原則、もう午後2時からということでしょうか。

それから、第13条のところが、途中で定数を変えたとき、これ、延会とすることができるといのは、地教行法の定足数を満たさなくなると、会議はそこで中止になるところ、そのまま持ち越し、キャリーオーバーで延会と、こういうことでしょうか。ちょっと十分に分からなかったもので、教えていただければと思います。

○庶務課長 まず、第12条の午後2時からということなのですが、これまでも定例会、2時から開催するケースが多かったので2時からとさせていただきます。他区の会議規則等も参考にしながら、表記をさせていただいたところでございます。

ただ、当然、これまでも時間帯については、ほかの時間帯で開催することもございましたので、但し書きで、それ以外の時間からも当然開催はできるということを付け加えさせていただきますところでございます。

13条の延会ですけど、規則上、休会にも延会にも、両方対応できるように規定を改正したというところでございます。

○垣内委員 なんで聞いたかという、この5条のところの映像がうまくいかなかったときというのと、13条はどういうふうに考えるのかなとちょっと思いましたので。

○庶務課長 そうですね。この第5条第2項、映像が例えば回線とかの不具合で途切れたりとか、それで出席できなくなった場合という想定があるのですが、この場合にも、例えば休会だけではなくて、延会という形でちょっと日程を改めさせていただくとか、そういった対応が随時できるような形は想定したいというふうに考えております。

○神田委員 この5条の映像等に障害が起きたということ、チャットとかが使えても、やっぱり映像に映っていないと駄目でしょうか。

○庶務課長 映像が途切れても、「映像等」とあるので、音声によって正確な意思表示ができる状態であれば、会議を開催されているという。

○神田委員 欠席にはならない。

○庶務課長 出席しているという状況と判断いたします。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、これより採決いたします。第33号議案につきましては、原案どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

## 〈日程第2 教育長報告〉

### 1 協議事項

#### (1) 庶務課 ア

○矢下教育長 次に、日程第2、教育長報告の協議事項を議題といたします。はじめに、学務課のアについて、学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、協議事項ア、令和2年度台東区健康づくり、努力児童表彰について、ご説明いたします。資料1をご覧ください。

本表彰は児童の健康増進の意欲を高めることで、自らの健康づくりに努める児童の育成を図ることを目的として実施しているものでございます。

表彰の基準は小学校6年生で、心身の健康づくりに絶えず努力をしている児童でございます。具体的には、バランスのよい食事を心がけている児童や歯磨きの習慣、体力づくりなどに積極的に取り組んでいる児童で、今年度、ほとんど休まずに登校している児童となっております。

推薦人数は、各校2名ずつ、合計38名でございます。

資料の裏面に、基準に基づき各小学校長から推薦されました児童38名の氏名を記載しておりますので、後ほどご確認ください。

なお、項番3に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年度につきましては、区役所10階での表彰式は行わず、各学校におきまして、表彰状、及び副賞の授与を行うことといたします。

説明は以上でございます。学校長推薦のとおり表彰してよろしいか、ご協議の上、ご決定いただきますよう、お願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○垣内委員 事柄自体は素晴らしいことだと思いますし、ぜひお進めいただきたいと思いますが、どういう基準で選ばれたのかというのが気になります。つまり、歯磨きしているというのは、多分歯の検診をしたときにむし歯がないとか、そういうことかな。食事を

バランスよく食べているというのは、やっぱり検診で血液検査とかがよかったとか、体重が適正であるとか、そういうことなのでしょう。

○学務課長 この選ばれる基準というのは、各学校で様々でございます。例えば、歯の健康ということであれば、当然歯の検診の結果等ございますけれども、学校の中でやはりそういった取り組みを、様々な取り組みを見ていただいて、その中で特筆すべき児童を選んでいただいているという状況でございます。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、学務課のアについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

## 2 報告事項

### (1) 庶務課 ア

○矢下教育長 次に、教育長報告の報告事項を議題といたします。

はじめに、庶務課のアについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、報告事項庶務課のア、「区長への手紙」等に対する対応について、令和2年10月分について、ご報告をいたします。資料3をご覧ください。

まず、児童保育課取扱分、1件です。保育園の運動会について。運動会開催にあたり、各家庭参観者の人数制限が緩和された。子供たちがPCR検査を受けた中、運動会が開催されること自体、受け入れがたい。参観者が増えたことで、不快な思いをしている人もいるというご意見でございました。

続きまして、放課後対策担当取扱分が1件です。小学5年生のビーチボールバレー強制参加について。小学5年在学時にビーチボールバレー大会に参加した。練習に励み、大会に臨んだのだが、チーム内で弱い自分が狙われ惨敗だった。今では参加したことを後悔している。強制参加の制度はやめて欲しいというご意見でございます。

続きまして、指導課取扱分が6件です。まず、台東区立学校園感染症予防ガイドラインについて、ガイドラインに記載されている「特別な消毒」の定義を教えてください。というご意見でございました。

次のページをご覧ください。続きまして、運動会及び体育の暑さ指数による延期について。浅草中学校の運動会中に生徒が熱中症で搬送されたとニュースで知った。なぜ、まだ猛暑が続いている9月初旬の日程で運動会を開いたのか疑問であるというご意見です。

続きまして、上野小学校に関して。職員が隣の敷地内でたばこを吸っている。他所の土地でたばこを吸ってよいのかというご意見でございました。

続きまして、富士小学校の冬服について。富士小学校ではタイツが禁止となっている。

タイツの着用について検討してほしいというご意見です。

続きまして、下校の指導について。中学生が階段幅いっぱいに並んで降りてきた。私の登る余地が無いほどだった。中学校にその旨を伝えたところと謝ってくれた。しかし、改善するか疑問だ。区として中学校に改善の指導と確認をしてほしいというご意見でございます。

続きまして、防災公園での危険行為について。根岸防災公園で、桜の木や入口付近にあるトイレ脇の塀によじ登る小学生が数人いる。事故になる前に、学校で呼び掛けた方がよいのではないか。というご意見でございます。

恐れ入ります。次のページをご覧ください。最後に、生涯学習課取扱分が1件です。パソコン使用とプリントアウトについて。マルチメディアルームでプリントアウトを依頼したが断られた。納得がいかなかった。マルチメディアルームの利用申込書に個人情報を記載する必要性が分からない。職員の態度が高圧的であると、こういったご意見をいただきました。

それぞれ、回答が必要な案件につきましては、資料記載のとおり、回答をしているところでございます。

簡単ではございますが、区長への手紙等に係る対応についての報告は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○神田委員 ビーチボールバレーの強制参加ということなのですが、もともと強制参加ではないように思っていたのですが、誤解とかではなかったのでしょうか。

○放課後対策担当課長 ビーチボール大会につきましては、もともと任意の参加ということにはなっております。ただ、学校によって、皆で参加しようという雰囲気があるのも聞いております。あくまで任意で、参加したくない児童については、無理に参加させるものではございませんので、今年度についても改めて任意参加であるという旨を保護者に宛てて通知を出している状況でございます。

○神田委員 今年は特に、コロナの関係もあって、いろいろな意見が出ていると思うので、任意参加ということが伝わるようにしていただければと思います。ありがとうございます。

○高森委員 指導課の取扱分の、感染症予防ガイドラインについて、こちらの「特別な消毒作業」の記載に関してこのガイドラインには載っていないというところで、このような質問があったと思うので、もし今後このガイドラインを改訂するにあたっては、必要なキーワードの解説をどこかに記載していただければと思うのですが、そういったことは今回はなかったのでしょうか。

○指導課長 8月31日時点の改定版のところで、特別な消毒作業の必要はないということに関しましては、学校のほうは普通の清掃にプラスして、教員が特別に消毒をやっていたという部分の表現だったのですが、その説明がないということだったのですが、今回の改定でもそこまでは具体的に入れておりませんが、ご質問があれば、丁寧に私たちも対応していきたいなと思っております。それ以降はこういったご質問はございません。

○高森委員 ありがとうございます。もう1件。2ページ下段の回答を要しない用件3件のうちの、下から2番目の下校の指導について、中学校に確認はなされたのでしょうか。

○指導課長 関係する地区、近隣の学校の校長先生には情報提供をさせていただいて、学校が特定できるということだったので、そちらの方は情報提供させていただきました。また、全体会でも、区民の声ということで、区長への手紙ということで、情報提供はしております。

○神田委員 指導課の分で、中学校での熱中症の件ですが、実際に今年はコロナと熱中症で対応が大変だったかと思えます。熱中症対策として今後さらに具体的な取り組みなどを考えていらっしゃいますか。

○指導課 毎年、ちょうど気温が高まる、5月頃の校園長会で、熱中症のガイドラインとか、都から来た情報提供をさせていただいて、十分に注意していただくようにと、指数を各学校で計れるものを用意していただいているので、それを見ながら教育活動を進めていただきたいということで、毎年促しておりますので、そちらの方を強化していきたいと思えます。

○神田委員 ミストなど、いろいろと工夫されているのも聞いていますけれど、なかなかそれでも大変ですよ。

○指導課長 今回のケースも、アラートが出ていないとはいえ、子供たちの体力が予想がつかない中でスタートしたということと、子供たちがこれまであまり活動していない中で、非常に喜んで、テンションが上がった中で頑張ったというところから、起きたということもございました。

○神田委員 それはあるかもしれないですね。ありがとうございます。今後も、来年どうなるか分からないですけど、どんどん熱くなっていますしね。十分に注意していけるといいのかなと思います。どうもありがとうございます。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、庶務課のアについては報告どおり、了承願います。

### 3 その他

次に、その他事項についてでございます。

お手元に資料を配付させていただいております。後ほどご覧いただければと思いますが、ご質問や補足の説明などはございますか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、会議の冒頭に申し上げますとおり、これより議会報告前の案

件等について、聴取いたしたいと思います。

(傍聴人退室)

## 〈日程第2 教育長報告〉

### 1 協議事項

#### (1) 学務課 イ

○矢下教育長 それでは、日程第2、教育長報告の協議事項、学務課のイについて、学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、協議事項のイ、区立中学校選択制度どの最終選択状況について、ご説明いたします。資料2をご覧ください。

項番1、令和3年度入学者における、最終選択状況です。資料の表は、10月末の中間選択状況の公表後、選択校の変更期間を経た後の最終選択の数値でございます。左から、学校名、入学可能者数、選択者数、選択者数のうち私立中学校等の受験予定者数とその割合、入学者予測数、そして参考といたしまして、前年度の同時期の選択者数になります。なお、選択者数欄の括弧内は内数となりまして、各校の通学区域内からの選択者数を表しております。

表中、アンダーラインが引かれている数字につきましては、選択者数が入学可能者数を上回ったものであり、ご覧のとおり、御徒町台東中学校、柏葉中学校、上野中学校の3校が入学可能者数を上回る選択状況となっております。また、前年度選択状況と比較いたしますと、全体で34人の減という状況でございます。最も増加しましたのは柏葉中の39人の増、最も減少いたしましたのは、上野中で52人の減でございます。

なお、入学者予想数は、選択結果から、今後の転入・転出予定ですとか、あとは国立・都立・中学校受験予定者の合格率と過去の実績を基に差し引いて算出したものになります。こちらには、区外からの入学者数は入っておりません。

次に、項番2の対応(案)でございます。(1)抽せんについてです。選択者数が入学可能者数を超える3校における抽せんの実施について、ご協議いただきたいと存じます。学務課で予想した数値では、3校全てで入学可能者数を下回ることが見込まれますので、抽せんを行わず、全員を選択した学校の入学予定者といたしたいと存じます。

次に(2)区内転入者の選択についてです。令和3年4月の新入学前までに区外から転入した場合は、転入先の住所地に基づく指定校か受け入れ可能な学校から選択できることといたします。なお、入学校後は途中転入となり、住所地の通学区域校が指定されることとなります。

裏面をご覧ください。次に、(3)区域外就学の取扱です。近年の区域外就学の状況から、各校の最終的な入学者数は、区域外就学の生徒を含めてもなお、入学可能者数を下回ると予測されるため、全7校について、入学可能者数に達しないと見込まれる範囲内で、先着順に区域外就学を受け付けたいと考えております。

最後に項番3、今後のスケジュールです。11月24日から現在、区域外就学により台東区立の小学校に通っている方についての区域外就学を受け付けます。その後、12月8日から新規に区域外就学を希望する方の受付をいたします。そして、年が明けました1月上旬に就学通知書を発送する予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○高森委員 去年の抽選を行った学校を教えてください。

○学務課長 上野中学校です。

○高森委員 抽選に漏れた方がどこに行ったのかわかりますでしょうか。

○学務課長 上野中学校の学区域だった子が96名おりまして、抽せん対象者となった方は185名でした。そこから、抽選をして、133名の補欠の方が出たんですが、その中から、当初その上野中学校に行くと言っていた方も、私立中学校に受かったとか、あとは転出とか辞退とか、そういったところで、最終的には補欠のまま学区域に指定された方が9名。それで、柏葉中に1名、忍岡に4名、桜橋に2名、駒形に2名ということでございます。

○高森委員 意外に少なかったのが、安心しました。補欠が130もいたんですね。私立転出が多かったのかな。分かりました。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、学務課のイについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

## 2 報告事項

### (2) 学務課 イ

○矢下教育長 次に、教育長報告の報告事項を議題といたします。

はじめに、学務課のイについて、学務課長、報告をお願いします。

○学務課長 それでは、報告事項のイ、令和3年度区幼稚園及び認定こども園（短時間保育）の申込状況について、ご報告いたします。資料4をご覧ください。

令和3年度の園児募集につきまして、11月10日と11日の2日間、各園において、入園申し込みの受け付けをいたしました。

項番1、区立幼稚園の申込状況です。3歳児クラスにつきましては、10園全体で兄弟優先を含め、234名募集のところ、111名の申込みがございました。3歳児クラスの募集においては、応募人数が6名以下の場合は、募集中止とし、他の園をお選びいただくこととしておりますが、根岸、台桜、育英幼稚園の応募人数が6名以下でしたので、現時点では入園

保留としております。この3園にお申込みされた方には、11月12日までに、募集が中止された場合の振り替え希望園についてご回答をいただいております。資料記載のとおり、11月12日時点では、竹町幼稚園において、振り替え希望者による抽せんを予定しておりましたが、11月16日に1件辞退の申し出がございましたので、抽せんは行わないことになりました。

今後は、こども園の抽せんに漏れた方による2次申込や随時募集の再開後の申込みなどにより、応募人数が7名以上となった時点で、入園の保留を解除し、学級編制を行います。12月18日までに7名に達しなかった場合は、募集中止といたします。

4歳児クラスは、3歳児クラスの持ち上りを除き、162名募集のところ、2名の申込みがあり、5歳児クラスは133名募集のところ、3名の申込みがございました。

裏面をご覧ください。項番2、区立こども園の短時間保育の申込状況でございます。3園全体で、3歳児クラスは70名募集のところ、64名の申込みがありました。4歳児クラスは、8名募集のところ、2名の申込み、5歳児クラスは、9名募集のところ、申込みはありませんでした。各園の申込状況から、ことぶきこども園、及びたいとうこども園の3歳児クラスは、募集人数を超える申込みがありましたので、11月19日木曜日に該当する園におきまして抽せんを実施する予定です。

項番3、今後の予定です。先ほど申し上げたとおり、12月18日を期限といたしまして、根岸、台桜、育英幼稚園の学級編制について判断いたします。それ以外につきましては、昨年度と大きな変更点はなく、記載のとおり、抽せん、面接、健康診断、入園決定通知の発送と進めます。

ご説明は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○神田委員 幼稚園の申込みが少ない園が増えてきているということで、今後どうなっていくのかと心配されるところです。それで、このような状況になっていく要因を考えたときに、親のニーズ、つまり、親は何を求めているのかということが分かったら教えていただきたいです。それから私は、もっと預かってもらえる時間が長くなるといいのかと思います。裏面の区立の石浜橋場の申込みですが、ことぶき・たいとうに比べて、差があるようですが、どういう状況なのかということをお教えください。

ただ、私も現場で、延長保育をはじめ先生方がとても努力をされているということは聞いておりますし、各園での努力だけでこれが改善できるものなのか、それとも今後の見通しをもって区のほうで施策をとっていくのかということについて、分かっている範囲で教えていただけたらありがたいです。

○学務課長 以前のニーズ調査を行った際には、やはり幼児教育の教育部分のニーズにつきましては、かなり高かった状況ですが、昨今のこの状況を見まして、幼小人口は増えている中でも幼稚園に申込みが減ってきてしまっているということ、保育園のほうは引き続き需要があるということをお考えますと、教育の希望はありながらも、働き方の状況が変わ

ったりとか、生活スタイルが変わっていることが影響しているのではないかなというふうに推測できます。あともう1点、こちらの石浜橋場のこども園につきましては、ほかの2園に比べて、立地的に北部の端にあるということもございしますが、あとは周りに保育園もかなり充実しているということも影響しているのではないかなと考えております。

教育委員会といたしましては、やはりこういった区立幼稚園の募集が減ってきてしまっているということは非常に重大なことだと考えておまして、今後利用者のニーズに対応できるように、区立幼稚園の魅力向上に向けて、幼稚園長会にも意見を伺いながら検討を進めていきたいと考えているところでございます。

○神田委員 その努力で改善できるものなのか、難しいのか。幼稚園の教育はとてもいいと思いますし、維持していけたら一番いいとは思いますが、親のニーズや働き方のことを考えると、保育園のよさと幼稚園の教育レベルの高さを取り入れたこども園などを、ぜひ考えていただけたらと思います。現場でもきっと苦しい思いをしていると思いますので、現場の意見の意見もいっぱい聞いていただきたいけれども、長期的、将来的なものを見通したものでやらないと、現場だけの努力では、多分解決は難しいのではないかと考えております。以上です。

○高森委員 裏面のこども園の状況を見ても、今年は、昨年、一昨年と比べて随分と3園とも減っているんですね。ことぶきもたいとうも随分と減っていると思います。これは、先ほど、保育ニーズの調査をされている。それから、幼少期の人口増減もずっと調査されているということですが、読めない部分がたくさん出てきていると思うのです。一つには、区内にたくさんの保育施設ができた。公立である、民営のものが増えてきたということと、起業内保育を導入している会社ができれば、当然そういったところに預けてしまうことありますし、施設内の、例えば大きなマンションの中に施設内保育所が新たにできれば、当然そういったところを利用する人達が増えると思うんですね。やはり、世の中の動向は、保育の方へ随分とシフトしているのかなという、利用者の様子を見ています。コロナの影響が非常に大きいと思うんですよ、今まで、上半期くらいまでは、両親共働きしなくてもなんとかやっていけたのが、急にこの夏以降、どうしても働きにでなければいけないという状況になってきて、そうすると、預け先となると、やはり短時間よりも長時間のほうにということと、区内の保育園や、私立を含めた保育所、施設、そういったところの利用者が随分と増えて居るのかなという気がします。その影響もかなり大きいのではないかと思います。ですから、公立園だけの問題ではないので、全体でこのバランスを少し見ていかなければいけないのかと、保育施設を随分と増やしていくのは国の政策ですからいいのですが、あまり増やし過ぎると、今度、公立のニーズが、幼稚園のニーズが全くなくなっていくのかなという気がして、今、神田委員がご指摘のとおり、いろいろな手を打っても厳しいと思うのですね、この状況は。ですから、この幼児期の教育に関しては、それこそシステム全体を考え直す時期に来ているのかなと思います。

台東区教育委員会としては、公立保育園と公立幼稚園があるので、保育園と幼稚園のよ

いところをそれぞれうまく活用しながら子供の預け先を考えてもらうというのがいいかなと思って、できること、できないことあるんでしょうけれども、その辺り、少し知恵を絞っていろいろとやらなきゃいけないかなと思います。

希望としては、教育はやはり公立幼稚園でしっかり受けて、おわった後の時間を長時間の時間を預かりにするという方法もありますけど、いろいろな施策を考えて、子供たちの預け先ができる場所があれば。例えば児童館のようなところに連れて行って、そこで子供たちのその後の時間を過ごしてもらうとか、そういったシステムが構築できれば、公立幼稚園にもニーズが集まるのかなという気がするのですが。なかなか公立園と児童館との連携というのは難しいでしょうかね。

○学務課長 やはり、幼稚園児の移動となりますと、その移動距離がまた、安全性の担保という部分で厳しかったりしますので、先ほど保育園のニーズが高まっているということもございましたけれども、まだ共働き世帯ではなくて、働かずにお子さんをきちんと自分の手で育てたいという方もまだまだいらっしゃいます。そういった方の受け入れ先という部分でも非常に大事な施設だと考えておりますので、そのよさを生かしながら、後は時代のニーズに合わせてどういったことができるのか、そういったことを、今ご意見をいただいたようなことも踏まえて、様々な方面から広く検討していく必要があるかなと考えているところでございます。

○高森委員 地域に公立幼稚園があつて、保育園が遠いとなると、やっぱり親は、その保育所、その保育園まで連れて行くのが大変だと思うんです。やっぱり地域にある園が一番いいと思います。ただ、自分たちの就労の関係で、どうしても短時間では物足りないという人が増えてきていますから。何か手を打たないと、近くにある公立園に通いたいけど通えない人達が増えてきてしまっている。幼児期の教育を大切にしたいと思っているけど、それがかなわない人達がいる。ニーズは公立幼稚園なんだけど、それが条件としてかなわないので、やむを得なく保育園を選択するという人もいると思うので、今後ニーズを調査する時は、そこも調べて欲しいと思います。公立園の幼児期の教育を欲している人達がいるということをやはり知っておかないといけません。結果として保育園を要望せざるを得ない状況にあるだけで、でも本心は幼児教育が大事だと思っている保護者は多いと思うのです。だから、選択の結果だけではなくて、そこに至るまでの葛藤があると思うのです。そのあたりもニーズ調査の項目の中に考えていただきたいなと思います。

○学務課長 いろいろご意見をいただきありがとうございます。

我々教育委員会といたしましても、これまで幼児教育の重要性というのを非常に感じておりまして、今後も当然その幼児教育の重要性という部分は変わっておりません。やはり、ニーズとしても、幼児教育の部分で求めている方が非常に多いということも認識しておりますので、やはりこれまで考えていたものだけではなくて、広く保護者のニーズに応えられるように、これまで幼稚園を選択肢に入れられなかった方、そういった方にも選択していただけるような事を考えていかないといけないかなということは思っております。

○高森委員 ちなみに、このタイムスケジュールで行くと、12月、1月くらいには大体確定をしてくると思うのですが、もし、今回こちらに上がっている3園の、3歳児のクラスが開設できなかったとなった場合の、その後の様々な課題や問題というのは、こういったものが考え得るのでしょうか。

○学務課長 こちらのスケジュールにも記載させていただいておりますが、12月18日までに各園で7名以上の申込みがない場合には、来年度3歳児の募集は停止ということになりますので、また、令和4年度につきましては、新たにそちらでも募集はかけるということになります。1年、間が空いてしまうということもございますので、これから、この12月18日までに向けて、どうかこの7人以上になるように努力は、園も含めてしていきたいと。後は、区におきましても、様々な媒体で随時募集をやっていますということで周知をして、応募が増えるように努力をしていきたいと考えているところでございます。

○高森委員 区内の保育園や幼稚園を全く利用していない家庭というのはどのような理由が考えられるのでしょうか。

○学務課長 確かに、幼稚園等に通っていないというご家庭は一定程度ございます。例えばですけれども、保育園に入れずにずっと待機の状態になっている方とか、そういった方も一定数いらっしゃいますので、そういったところも含めて、これまで、幼稚園が選択肢に入っていなかった方とか、そういった方にも申し込んで頂けるように考えられたらいいのかなということは思っております。

○高森委員 例えば、幼児期の教育の適齢期のお子さんがいらっしゃる家庭は分かりますよね。区内にどれくらいあるか。既に決まっている幼稚園や、保育園があったとしても、該当する家庭への全配布というのはどうでしょうか。そうすれば、特定しないで全てに周知できるのかなと思うのですが。

○学務課長 そういった方法で全員に周知するというのもあろうかと思いますが、やはりどこにも通っていない方というのは、かなり数が少ないところではございますので、なかなか限りある予算です、効率がいいのかどうかということもございますので、そういったところも含めて、何か効率的に、かつ、広く周知できないかということも含めて、検討を進めていきたいと考えています。

○神田委員 こども園には幼稚園の機能があって、そのままずっと保育園的に預かってもらえるので、親が求めているサービスなのではないかと思えますけれど。だからそういう内容を増やしていく方向で考えていくのが一番ニーズに合っているような気がしますけどいかがでしょうか。

○学務課長 幼稚園で預かり保育を実施しないのかということも様々な方からご意見はいただいているところです。ただ、その中で、先ほど委員がおっしゃったように、保育士の確保ですとか、制度上いろいろと整備が必要だったりとか、あとは場所の確保ですとか。そもそもこの保育園と幼稚園の違いですとか、様々な課題もあるのは事実でございます。

○神田委員 恐らく、このまま1クラスなくなっていけば、次に入る人はまたどんどん少

なくなり、閉園になってしまう可能性があります。そのことを考えて、そこまでその状況を見てから考えるのか、それともこういったニーズがあるのだから将来的にはこども園化していくことを考えた方がいいのではないのでしょうか。幼稚園的な教育はできるし、その後は保育をしてもらえるとというのが一番ニーズにあっている。お金の問題とか、いろいろな問題がありますけど、計画的に進めたらいいかと思います。

○学務課長 今いただきましたこども園化というところもあるのですが、こども園を開設しようとするすと、その園ごとの給食調理の場所を造らなきゃいけないとか、いろいろな条件がありまして、なかなかそれも難しいというところもございます。様々な課題がありますけれども、おっしゃっていただいたように、ニーズとしては、長時間預かってほしいというご意見も中には出てくるのかなと思っていますので、そういったところも見据えながら、様々な観点から幼稚園の魅力向上するにはどうしたらいいのかということを含めて検討していきたいと考えております。

○高森委員 補足です。こども園は、今はまだいいのですけれども、人口動態や、保護者のニーズの変容を考えると、恐らくこども園の短時間もこれから厳しくなると思います。公設・民営を含めて。それに加えて、更に新しくこども園をつくっても、もう取り合いになってしまっていますから、それほど受容増えてはこないかなと。因みに、人口動態としては、まだ上り坂なのではないでしょうか。

○学務課長 幼小人口につきましては、まだ引き続き増加傾向がございます。

○高森委員 認可外の保育施設が増えますから厳しいですね。

○末廣委員 私立の幼稚園の先生方の話を聞くと、何かいろいろなことを考えてやっていますよね。そういうのがありますので、できれば区立幼稚園ですとちょっとある程度限界があるのかもしれませんが、私立のやり方もいろいろと情報を入れて、やっぱり区のほうでも少し検討をしてみてもいいとおもいます。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、学務課のイについては、方向どおり了承願います。

### (3) 指導課 ウエ

○矢下教育長 次に、指導課のウ及びエについて、指導課長、報告をお願いいたします。

○指導課長 昨年度の児童・生徒の問題行動、不登校等、生徒指導上の諸課題に関する調査、いわゆる問題行動調査の結果が10月22日に公表されましたので、本区における不登校児童・生徒数について、ご報告いたします。

なお、昨年度から、調査結果の公表については、文部科学省が公表している項目に限ると厳格化されました。ただし、各自治体が独自に把握した数値についてはこの限りではない、すなわち公表してもよいとしていることから、各校から毎月提出されている長期欠席者並びに不登校の状況報告を基に資料を作成いたしました。

資料5をご覧ください。資料の上部の表が集計結果、下部はその推移を現したグラフとなっております。令和元年度の不登校児童生徒数は、小学校では47名で、前年度より7名増加しており、出現率は0.69%、中学校では116名で、前年度より14名増加しており、出現率は5.10%となっております。不登校とは、当該年度内に、連続または断続して30日以上欠席している状態で、病気や経済的な理由によるものを除き、何かしらの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあることを指します。全国的に出現率の上昇傾向がみられ、本区においても全国同様に小中学校それぞれにおいて、出現率が上昇しております。

各校の対応といたしましては、学級担任などが、本人や保護者に連絡を入れたり、家庭訪問を実施したりするなど、本人の状況や意思などを把握・尊重した上で、登校再開に向けた、児童・生徒に対する支援を継続すると共に、スクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカー、あしたば学級につなげるなど、学校だけで抱えるのではなく、専門的人材・機関と連携して、児童・生徒やその保護者の支援に努めております。

今後も定期的な連絡や家庭訪問等により、児童・生徒の不安や悩みを把握するとともに、学校が全ての児童・生徒にとって、心の居場所、絆づくりの場となるよう努めてまいります。

ご報告は以上でございます。

引き続きまして、いじめの認知件数について、ご報告いたします。資料6をご覧ください。

いじめの認知件数につきましては、6月と11月に実施しております、ふれあい月間における、各校の報告結果、及び11月以降については、各校に対する聞き取り調査を実施し、集計いたしました。いじめ認知件数は、令和元年度に認知されたいじめの件数のことでございます。被害を受けた子供自身がいじめだと感じている場合に限らず、学校が当該児童が嫌な思いをしているのではないかと判断した場合もいじめとして積極的に認知し、件数に計上いたしております。

資料の上部の表が集計結果、下部はその推移を表したグラフとなっております。

令和元年度のいじめ認知件数は小学校では114件、中学校では49件となっております。平成30年度と比較しますと、小学校では37件の増加、中学校では12件の減少となっております。

各校では道徳科を要とした様々な教育活動において、絶対にいじめを許さない、友達に同調せず、正義を貫くことも時として重要であるという各道徳教育も推進されております。また、全ての小中学校で行われている人権に係る教育で、人権が養護されている状態が望ましいと感じ、反対に人権が侵害されている状態を許せないとする人権感覚も日々の教育活動の中で養われております。

また、未解決件数については、小学校において5件となっておりますが、当該校へ確認をしたところ、現在は楽しそうに登校している。しかし、念のために当該児童の席を教員の机の近くに配置し、細やかに様子を見ることを継続しているなど、個別の事案について

回答したと、安易に捉えていない様子、がうかがえました。

指導課といたしましては、今後とも、いじめは度の学校・学級でも起こり得る問題と捉え、もしかするといじめではないかという視点で児童・生徒を見守ることの大切さを各校に指導してまいります。

ご報告は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、まずは指導課のウについて、何かご質問はございませんか。不登校児童・生徒数です。

○末廣委員 不登校児童・生徒なんですけど、中学校がだいぶ高いパーセンテージであると思います。台東区の場合には、不登校児童・生徒をフォローするいろいろな制度がいろいろあると思うのですが、この数字をどうお考えでしょうか。

○指導課長 全国と比較しましても増えているという状況でございますが、要因というのは、様々、学校に起因したのもあれば、家庭に係る要因等もございまして、一概にこの要因が多いとか、原因が多いというのは一概に言えない部分がございます、対応に関しても、やはりケース・バイ・ケースに応じて対応していく必要がございますので、こちらのほうも、やはりケースに応じて学校が細かに対応しているということは、引き続き実施していきたいと思っております。

○高森委員 資料6と資料5の違いがいろいろと見えてくるのですけれども、資料6はまた後ほどとしても、資料5は、今、末廣委員がおっしゃったように、中学校になると、非常に出現率が高くなっている。その原因の究明は必要だと思うのですが、一つには受験が考えられます。小学校から中学校に上がるのに受験をして、公立の中学に進学しない家庭も多いと。それから、もう一つの理由としては、選択制、中学校は選択制になっています。その辺が何か理由があるのかなと想像しています。この出現率の実数の部分で、学区域の生徒の割合、それ以外の生徒の割合というのがもし分かればお教えください。分からなければ今度までに調べていただきたいと思っております。それで、何か傾向が見えるかもしれません。要するに、不登校になっているのは学区域内の子供が多いのか、学区域外から来ている子供が多いのか。それがもしかしたら、選択制を検討する一つの材料になるかもしれませんけれども、その辺がもし調べられれば、調べていただきたいと思っております。

○指導課長 今、委員のおっしゃるような、学区域内という傾向というのはつかんでおりませんが、傾向といたしましては、やはり学校に行くのが怖いという理由から不登校が始まったケースなどは、小学校高学年から見られております。あるいは、学習内容が難しくなってきた段階ですね。それから、小学校から中学校への進学に対する漠然とした不安とかということから、小学校高学年から中1の不登校が非常に多い傾向にあるというふうには認識しております。

○末廣委員 担任の先生が一番よく分かっていると思うのですが、学習の問題と、あと、本人も含めてでしょうけれども、家庭の問題と申しますか、家庭の問題が場合によっては、台東区の場合は少しほかの区よりもあるのじゃないかなとちょっと予想するところなんで

すが、そういうあれはあまり分からないんですか。内容的には。

○指導課長 家庭に係る要因の具体的なものとしましては、独り親家庭で、保護者の養育困難が不登校の要因となっており、夜遅くまで出歩いているため、登校時間帯に保護者が起きていないことが多いというケースで、子ども家庭支援センターと連携したケースなどが、一つ、事例としてはございます。

○矢下教育長 よろしいですか。

(なし)

○矢下教育長 この後、いじめの関係の内容となります。いじめの関係で質問があるようでしたら、一旦ここで休憩をさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

○矢下教育長 では、議事の都合で、一旦休憩をさせていただきます。

午後3時20分 休憩

午後4時30分 再開

○矢下教育長 ただいまより、委員会を再開いたします。

次に、指導課のエについて、いじめの認知件数について、何かご質問はございませんか。

○末廣委員 小学校の114という数字が多く感じますが、これは、いわゆるいじめというのは、こういうことだといじめだという、一応の定義がありますよね。その規定どおりにやったのかどうかということを知りたいと思います。

○指導課長 数としては上がっているのですが、定義に基づいて積極的に上げていただいたというふうに教育委員会としては考えております。ですので、一概に数字だけが増えたというよりも、校園長会や各校に対して、以前は軽微と思われた事案もいじめとして積極的に認知して対応するようというお願いをしてまいりましたので、そういった意味でも増えた学校がございます。

○末廣委員 そうですね。それはいいことだと思うんですけどね。

○垣内委員 一つお尋ねしていいでしょうか。いじめの方じゃないんですけど、資料の5のほうなんですけど、不登校の方。これ、中学校を30日以上欠席しているという実日数で30日って、土日を含まないわけですから、結構な長さだと思うんですけど、これが20人に1人ですよ。5%ですよ。すごい数だと思うんですけど、こういう方々というのは、持ち上がりというんですかね、小学校の頃からずっとお休みされている方々が多いのかなということもあるんですけど、どういう方々なんですか。つまり、どのくらい長く、分布というんですかね。30日くらいお休みしている人達がすごく多いのか、それとも通年で、小学校からずっともう全然学校に来れていない人なのか。

○指導課長 年度をまたいで同じ児童・生徒が不登校状況かというまではちょっと数字がないのですが、ちなみに、年間授業日数がおおよそ210日前後と考えて、その内、出席日数

が10日以下をほぼ学校に来ていないとした場合なのですが、小学校では7名おりまして、その中で全欠席が4名いる現状です。中学校では18名がそのような状況で、そのうち2名が全日欠席というような状況というところまではつかんでおります。

○垣内委員 全部欠席の方って、どうしているんですかね。家にこもっているという感じなんですか。

○指導課長 詳しい情報は持っておりませんが、やはり定期的な連絡や、面談の機会に家庭と連絡を取って家庭訪問をする、または電話でお話をするというような対応を取っている現状でございます。

○垣内委員 何かその見捨てられちゃうような子供たちがいないようにしてほしいなと思います。

○指導課長 様々な方法で学校は対応をしていくという手段を持っておりますので、担任だけではなく、養護教諭、あるいはスクールカウンセラーが直接話をすることによって、どんどん会話が増えて、実はカウンセラーとだったら会ってもいいというような事例もこれまでにございましたので、そういった方法を取る中で、少しでも学校に来れるような状況、あるいは学校に来れない場合は、違った場所で登校を働きかけるなど、今後もしていきたいと思っております。

○垣内委員 中学校を卒業してしまった場合は、もうフォローはしないのでしょうか。

○指導課長 中学校3年生の場合は、進路までどうしていくのかというのを家庭と相談の上、卒業認定も含めて、本人が進学あるいは就職などに強い意志を持っている場合には、卒業を認めていくというケースが多いと認識しております。

○高森委員 先ほどの不登校の児童数・生徒数と同じなのですけれども、中学校もやはり同様に、学区域外と学区域内で数字を整理するといいいのかなと思います。学区域から通っている子供たちは、同じ小学校から中学校に進学している子供たちが多くて、そういった子供たちはグループ化をしてしまうと、それ以外から来た子供たちが排除されるような文化がもしかしたらあるのかもしれない。そういった中でいじめや不登校というものに、その数が反映されているのかなという気もします。中学の場合は、一つ気になるのは、小学校は認知件数がそこそこ上がっている一方で、中学になると急に減っているのです。この減少している理由もやはり分析してみる必要があると思います。中学生くらいになると、体格もがっちりしてきますから、なかなかいじめというのが起きにくいところもあるかもしれませんが、逆に陰湿化して潜在化している、表に出てこないで先生方もアンテナを張っているけれども、それに引っかからないようないじめももしかしたらあるかもしれない。そういったこともあるので、この人数の、増減の原因はいろいろと分析してみる必要があるかなと思っています。その辺りは、先生方としてはどういうふうにご注意をされていますか。

○指導課長 いじめの発見のきっかけから見ますと、小学校は、やはりアンケート調査など、学校の取り組みでの発見が最も多いというケース。次に本人の訴え、次が学級担任の

発見でございます。中学校は、この1位と2位が逆転しまして、本人からの訴えが最も多く、次がアンケート調査など、学校の取り組みによる発見ということですので、今、委員のおっしゃるとおり、アンケートだけに頼らず、やはり中学校も全員面談とか、スクールカウンセラーの面談とかを入れて、そこから拾えるケースというのも出ていますので、中学校で数が減ったことをよしとせず、やはり様々な面からいじめを発見できるようにというのは引き続きやっていきたいと思えます。

○高森委員 分かりました。

○神田委員 ネットでのいじめというのはどれくらいありそうでしょうか。コロナ禍なので、結構そういうのが増えてないかなという心配はしています。

○指導課長 何件かというふうな情報まではないんですが、全くないというふうにはないと捉えております。

○神田委員 そういうものの発見は訴えですか。

○指導課長 こちらのほうは、子供からというよりも、保護者の方から情報が入ってくると。保護者のご自身のスマホ、お子さんのスマホを見る中でちょっと気になるとか、子供が家ですべてからということが多いと思えます。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、指導課のウ及びエについては、報告どおり了承願います。

### 3 その他

○矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。

○高森委員 日光移動教室ができなくて、その代わりに区内のホテルに泊まって区内観光をしたというのが、好評で、学校側からも本当にいい体験ができたという意見がありました。保護者にも大変好評で、もちろん子供たちも楽しかったと。ホテルの方たちと手紙の交換をしたりとか、区内でそういうふれあいができたということが、すばらしかったなど、そんな意見をいっぱい聞きましたので、この場でご報告させていただきます。

こういう状況だからできないというのではなくて、何か考えればいろいろと柔軟な対応でプラスなことが考えられるのだなということを改めて感じました。ありがとうございます。

○矢下教育長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 以上をもって、本日予定された議事日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例会を閉じ、散会といたします。

午後4時50分 閉会